

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 18 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530127

研究課題名(和文)電子書籍の普及に向けた著作権法上の法的課題の検討

研究課題名(英文)Study on Legal Issues of Copyright Law in Growth of Digital Books

研究代表者

今村 哲也 (Imamura, Tetsuya)

明治大学・公私立大学の部局等・准教授

研究者番号：70398931

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、電子書籍の普及に際して問題となる著作権法上の課題を掲げて、それに対する調査と検討を行うことを目的に実施した。具体的な論点として、(1)出版物の権利関係をめぐる現状の整理、(2)出版社の権利や出版権の設定範囲の拡大の是非、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理の円滑化の方策(権利者不明著作物や集中管理団体の問題を含む)について、我が国や諸外国の現状や制度の状況について調査し、これらの課題の解決に向けた分析を展開した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research was to identify legal issues from the process of the spread of electronic books and find solutions for these issues with the perspective of comparative law.

In this research, three issues were discussed. First, this research dealt with the current legal situation of rights in relation to the publishing industry in Japan and other countries. Here, the difference between publisher's rights in Japan and other countries were shown. Second, debates over the pros and cons of establishing new rights for publishers or extending their existing rights were considered. Third, the research examined possible legal means for the smooth and efficient handling of e-books. As a result of comparative law research, it developed more useful models to create efficient systems for publisher rights on e-books.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：著作権 電子書籍 著作隣接権 出版者 出版権 孤児著作物 集中管理 権利者不明著作物

1. 研究開始当初の背景

(1) 学術研究の社会的背景

研究開始当初の状況として、2009年の書籍・雑誌の販売額は前年比4.1%減の1兆9356億円で21年ぶりに2兆円を割り込み(出版科学研究所調べ)、出版不況の状況が続いていた。これに対して、2008年度の電子書籍の市場規模は464億円となり4年で10倍に拡大しており、2009年度は574億円と推定され(インプレスR&D調べ)、2014年度には1300億円に達するといわれていた。特に2010年は、アップル社のiPad、アマゾン社のKindleなどの電子書籍端末が話題を呼び、わが国の「電子書籍元年」とも呼ばれる状況であった。こうした中で、民間レベルにおいては大手出版社が集って日本電子書籍出版社協会を設置し(2010年2月)、電子書籍市場への対応の検討が開始していた。また政府レベルでも総務省・文部科学省・経済産業省が「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を開催するなどの検討の動きが存在した。本研究は、電子書籍の需要が著しく拡大することが予想される状況において、著作権法がこれまで前提としていた出版物をめぐる環境が大きく変化しつつあり、民間・政府レベルで各種の検討が行われているという社会的な時代背景のなかに位置付けられるものであった。

(2) 関連する国内外の研究動向

電子書籍の普及の背景となっているコンテンツのデジタル化・ネットワーク化による著作権法制のパラダイム転換をめぐる研究については、各種の研究動向がある。他方、電子書籍の普及と著作権制度との関係に関しては、映画・音楽・ゲームソフトのように比較的早くからデジタル化した媒体が普及したメディアとは異なり、2010年に入ってから急速に展開したメディアであり、電子書籍をコンテンツとして位置づけ、その著作権法上の課題について検討した文献は国内では少なかった。他方、諸外国の研究では、応募者が各論的に掲げた課題について、我が国の法制度を検討する上で比較対象となる研究成果が散在しており、これらを電子書籍に係る法的論点を検討する上で比較法的な調査対象として集約することが急務であると考えられた。

本研究は、現代のデジタル化・ネットワーク化の環境が、著作権法制の新たなパラダイムの転換を求めているという観点からの研究における議論との連携をはかりつつ、電子書籍の普及に向けた著作権法の基盤整備に係る法的論点を検討する応用研究として位置づけられるものであった。

2. 研究の目的

昨今、電子書籍端末が普及したことに伴って、電子書籍の需要が著しく拡大することが予想されており、著作権法がこれまで前提としていた出版物をめぐる環境は大きく変化

しつつある。本研究はこうした現代的な環境の下で、電子書籍の普及に際して問題となる著作権法上の課題を掲げて、それに対する調査と検討を行うことを目的とした。具体的な論点として、(1)出版物の権利関係をめぐる現状の整理、(2)出版社の権利や著作権の設定範囲の拡大の是非、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理の円滑化の方策(権利者不明著作物や集中管理団体の問題を含む)について、出版社へのヒアリング等の実態研究や、諸外国の現状や制度の状況を調査し、これらの課題の解決に向けた立法論・解釈論を展開することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究の具体的な内容は3つの内容から構成されている。まず、研究の背景を整理する調査研究として、(1)出版物の権利関係をめぐる現状を整理する。これにより電子書籍の台頭によって顕在化した問題点を指摘して、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにする。次年度以降は、(2)出版者の権利・著作権の設定範囲の拡大の是非を検討し、立法論的な示唆を提供するとともに、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理円滑化の方策を検討して、出版物に関する権利処理に係る集中管理モデルの構築等を提案することを目標とする。調査研究の具体的な方法は、オーソドックスに、国内外の文献調査や有識者へのヒアリングに基づく比較法的考察(主に米英)を含む調査研究を中心とするが、電子出版にかかわる出版社等からの聞き取りを通じた実態的な調査も取り入れることとした。

以下、年度毎の研究の進め方を述べる。

初年度の平成23年度は、主として(1)「出版物の権利関係をめぐる現状の整理」を行う。出版物の権利関係に関する最新の文献や情報と従前収集した資料を分析し、成果を公表する。以下の計画・方法により、研究を実施することとした。

資料収集・分析：資料収集を継続しつつ、出版物の権利関係をめぐる現状を整理しつつ、電子書籍の台頭により顕在化した問題点を指摘して、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにする。資料の整理や収集等を効率よく行うためアルバイトを1名雇用する。

海外調査：最新の米英の情報入手のため海外調査を行う。

中間報告：論文や研究ノートの執筆や研究会等での報告を通して、政策立案や学究活動の議論の糧となるよう努める。

平成24年度は、初年度の収集資料の分析や海外調査により収集した研究成果を踏まえて、上記(2)出版者の権利・著作権の設定範囲の拡大の是非を検討し、立法論的な示唆を提供するとともに、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理円滑化の方策を検討することを目的として、以下の計画・方法によって研究を実施することとした。

資料収集・分析：初年度に収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とそれらの分析を行う。資料の整理や収集等を効率よく行うためアルバイトを1名雇用する。

海外調査：海外調査では、初年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で論点に関する意見交換を行う。

中間報告：中間整理として、論文の執筆や研究会での報告を通して、成果を公表する。

最終年度である平成25年度は、これまでの考証を踏まえて、最終的な成果をまとめた論文や報告書の作成が主たる作業となる。以下の計画・方法によって研究を実施することを予定した。

資料収集・分析：最終的な成果である論文等や報告において必要となる追加的な資料収集とそれらの分析を行う。資料の整理や収集等を効率よく行うためアルバイトを1名雇用する。

海外調査：海外調査では、過年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で関連する課題についての意見交換を行う。

最終報告：最終のまとめとして、関連する最終報告書を論文の形式でまとめて、専門誌等に投稿する予定である。研究成果を報告する機会として、研究代表者・研究分担者が所属する研究所の開催する研究会などにおいて、報告することを予定した。

4. 研究成果

本研究は具体的に3つの内容から構成される。まず、研究の背景を整理する調査研究として、(1)出版物の権利関係をめぐる現状を整理し、これにより電子書籍の台頭によって顕在化した問題点を指摘して、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにする。次年度以降は、(2)出版者の権利・著作権の設定範囲の拡大の是非を検討し、立法論的な示唆を提供するとともに、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理円滑化の方策を検討して、出版物に関する権利処理に係る集中管理モデルの構築等を提案することを目標とする。以下、各年度に分けて、これらの3つの事項に関する研究成果について述べる。

平成23年度は、主として(1)「出版物の権利関係をめぐる現状の整理」を行うこととし、出版物の権利関係に関する最新の文献や情報と従前収集した資料を分析し、成果を公表した。具体的には、以下の計画・方法によって、研究を実施した。

資料収集・分析：資料収集として、出版物の権利関係をめぐる現状を整理しつつ、電子書籍の台頭により顕在化した問題点を指摘して、次年度以降の研究調査の方向性をより明らかにすることを目標として作業を行った。

海外調査：計画では、最新の米英の情報入手のため海外調査を行うこととした。米国については、資料に基づいてこれを行い、イギリスについては現地で資料収集を行った。

中間報告：論文の執筆や研究会等での報告を通して、政策立案や学究活動の議論の糧となるよう努めた。具体的には、研究会や学会での報告を行うとともに、専門誌に論点をまとめて、現段階の私見を交えた論文を公表した。

公表論文(今村哲也「出版者の保有すべき権利のあり方について」)では、出版社の保有すべき権利について、設定著作権および版の保護に関する議論を概観したうえで、出版者に固有の権利を認めている立法例やライセンスに一定の訴権を付与する立法例を紹介することで、出版者の保有すべき権利に関する議論に対して比較法的示唆を得た。そして、最後にこの問題に対する現段階の私見を述べた。

平成24年度は、前年度の資料収集や海外調査により得た成果を踏まえて、出版者の権利・著作権の設定範囲の拡大の是非を検討し、立法論的な示唆を提供するとともに、電子書籍の普及に向けた権利処理円滑化の方策について検討を行った。具体的には、以下の計画・方法によって研究を実施した。

資料収集・分析：初年度に収集した資料の分析の他、引き続き、追加的な資料収集とそれらの分析を行った。

海外調査：海外調査では、初年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で論点に関する意見交換を行った。米国については、著作権実務に詳しい現地法人の担当者に米国における著作者と出版社との契約関係と運用状況についてヒアリングを行って知見を得た。また、イギリスについても、引き続き現地で資料を収集するとともに、出版の問題にも詳しいBritish Libraryの知的財産部門担当官や英国出版協会の法律顧問に対してヒアリングを実施した。

中間報告：中間整理として、論文の執筆や研究会での報告を通して、成果を公表した。具体的には、本研究課題を含めた著作権法上の学説動向をまとめた資料を公表するとともに、大学紀要および書籍において、現段階の私見を交えた論文を公表した。また、2013年3月20日にロンドン大学高等法学研究所(IALS)で開催した学術セミナーにおいて、「印刷文化・電子の基盤整備に関する勉強会(いわゆる中川勉強会)」(2012年10月10日案を対象)や日本経済団体連合会の提案(2013年2月19日)を踏まえた報告を行った。

公表論文の一つ(今村哲也「出版者の権利に関する比較法的考察 イギリスの立法例を参考として」)では、前年度に公表した論文の内容を踏襲しながら、オーストラリアの法制等について加筆するなどした原稿を公表した。また、別の論文(今村哲也「イギリスにおける出版契約と出版者の権利について 我が国における出版者の権利の付与に関する議論への示唆」)では、書籍の輸出国でもあるイギリスにおける出版契約と出版

者の権利について考察することで、我が国における出版者の権利の付与に関する議論への示唆を得た。

なお、本年度は、(3)に関して、本研究課題に関連するものとして、平成 24 年度文化庁委託事業として、「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究」に携わる機会を得て、権利者不明著作物について、EU、イギリス、カナダの状況についてまとめるとともに、新しい集中管理の仕組みとして、イギリスにおけるデジタル著作権取引所の実態について、調査を行う機会をえた(株式会社情報通信総合研究所編『平成 24 年度文化庁委託事業 諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』(2013 年 3 月、4-49、143-167、207-228 頁を今村が担当)。

最終年度(平成 25 年度)は、これまでの考証を踏まえて、最終的な成果をまとめて学会等の報告や論文の作成を主として行った。

資料収集・分析:最終的な成果である論文等や報告において必要となる追加的な資料収集とそれらの分析を行った。

海外調査:海外調査では、過年度の調査を通して共同研究を行った研究者との間で関連する課題についての意見交換を行った。とりわけ、イギリスの状況については、出版に関する研究教育に定評のある Oxford Brookes 大学の Oxford International Centre for Publishing Studies を訪問し、多数の有識者から最近の出版事情に関する豊富な情報を得た。

最終報告:最終のまとめとして、論文の執筆や学会での報告を通して研究成果を公表した。具体的には、日本知財学会の学術研究発表会において「イギリスにおけるデジタル出版の現状とその法的な背景 我が国の出版産業を国際競争力あるものとするための実効性ある対応策を考えるために」と題する報告を行うなどした。研究分担者の安藤において「電子出版をめぐる著作権法上の課題」と題する紀要論文を発表した。

また、権利者不明著作物の問題について、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会などにおいて研究成果の一部を報告する機会も得るとともに、日本知財学会誌に査読論文を投稿し、掲載決定されている。

これらの報告において、(1)出版物の権利関係をめぐる現状、(2)出版社の権利や著作権の設定範囲の拡大の是非、(3)電子書籍の普及に向けた権利処理の円滑化の方策(権利者不明著作物や集中管理の問題を含む)について、事実関係を整理するとともに、解釈論や立法論を展開した。特に、(2)について、安藤和宏「電子出版をめぐる著作権法上の課題」では、主要な解決方法として、著作隣接権アプローチ、著作権譲渡アプローチ、訴権付与アプローチ、電子出版権アプローチがあることを示した上で、これら 4 つのアプローチのメリット・デメリットを詳細に

比較・検討したうえで、電子出版権アプローチが最も優れた解決策であることを示した。この結論は、電子出版権制度を創設した平成 26 年の著作権法一部改正の帰結と概ね一致するものとなった。

今後の展望として、(3)の電子書籍の普及に向けた権利処理の円滑化の方策(権利者不明著作物や集中管理の問題を含む)の考察については、この論点から派生した研究が、平成 26 年度科学研究費補助金採択課題「過去のコンテンツ資産の権利処理の円滑化と利用促進に関する総合的研究」として採択を受け、共同研究者とともに、さらなる研究調査を進めることになった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

今村哲也「我が国における著作権者不明等の場合の裁定制度の現状とその課題について」知財学会誌 11 号(2014 年)・掲載決定済・印刷中、査読有

今村哲也「著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について」論究ジュリスト 9 号(2014 年)173-178 頁、査読無

安藤和宏「電子出版をめぐる著作権法上の課題」情報コミュニケーション学研究 14 号(2014 年)47-57 頁、査読有

今村哲也「イギリスにおける出版契約と出版者の権利について 我が国における出版者の権利の付与に関する議論への示唆」季刊企業と法創造 33 号(2012 年)309-322 頁、査読無

今村哲也「出版者の保有すべき権利のあり方について」ジュリスト 1432 号(2011 年月)90-98 頁、査読無

〔学会発表〕(計 2 件)

今村哲也「イギリスにおけるデジタル出版の現状とその法的な背景 我が国の出版産業を国際競争力あるものとするための実効性ある対応策を考えるために」日本知財学会第 11 回年次学術研究発表会(2013 年 12 月 1 日)青山学院大学

今村哲也「出版者の権利に関する比較法的考」著作権法学会(2011 年 5 月 21 日)一橋記念講堂

〔図書〕(計 2 件)

今村哲也「出版者の権利に関する比較法的考察 イギリスの立法例を参考として」高林龍=三村量一=竹中俊子編集代表『現代知的財産法講座 知的財産法学の国際的交錯』(日本評論社、2012 年 12 月)総 290 頁(83-102 頁を分担)

安藤和宏「米国著作権侵害訴訟における間接侵害法理の生成と発展」高林龍=三村量一=竹中俊子編集代表『現代知的財産法講座 知的財産法学の国際的交錯』(日本評論社、

2012年12月)総290頁(107-133頁を分担)
〔産業財産権〕
出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕

学会セミナー報告:今村哲也「イギリスにおける出版コンテンツ産業の特徴と最近の状況」日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会第22回研究会(2014年2月15日)東京理科大学大学院 知的財産戦略専攻(MIP)

研究会報告:今村哲也「著作権者不明等の場合の裁定制度の在り方について - 同制度の利用実態および諸外国の法制度との比較から - 」東京大学著作権法等奨学研究会(JASRAC)第43回研究会(2013年12月12日)東京大学

研究会報告:今村哲也「出版者の保有すべき権利のあり方について」東京大学著作権法等奨学研究会(JASRAC)第27回研究会(2011年6月23日)東京大学

セミナー報告: Tetsuya Imamura, "The Emerging Legislative Discussion on New Neighboring Rights for Publishers", Seminar - Copyright and Digital Media - the view from Japan, 20 March 2013 (Organized by: Queen Mary, University of London; Intellectual Property Law and Policy Institute (IPLPI) at Meiji University, Japan; and the Institute of Advanced Legal Studies).

セミナー報告: Kazuhiro Ando, "Right of Book Publishers under Japanese Law", Seminar - Copyright and Digital Media - the view from Japan, 20 March 2013 (Organized by: Queen Mary, University of London; Intellectual Property Law and Policy Institute (IPLPI) at Meiji University, Japan; and the Institute of Advanced Legal Studies).

国際コンファレンス報告: Kazuhiro Ando, "Third Party Liability: Copyright"

CASRIP 20th Anniversary / IP LLM 10th Anniversary, IP-across Topic Scholarship Conference(2012年07月27日) CASRIP, University of Washington

セミナー報告: Tetsuya Imamura, "Exploitation of orphan works - Japanese compulsory license system -", Seminar - Recent Developments in Japanese Copyright Law - Exceptions and Limitations, 21 March 2012 (Organised by Queen Mary, University of London).

セミナー報告: Kazuhiro Ando, "Exception for private copying in Japanese Copyright law" Seminar - Recent Developments in Japanese Copyright Law - Exceptions and Limitations, 21 March 2012 (Organised by Queen Mary, University of London).

ホームページ:
Infocom IP Labo / 情コミ知財法研究室
<https://sites.google.com/site/infocomiplabo/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

今村 哲也 (IMAMURA, Tetsuya)
明治大学・情報コミュニケーション学部・准教授
研究者番号: 70398931

(2) 研究分担者

安藤 和宏 (ANDO, Kazuhiro)
明治大学・情報コミュニケーション学部・講師
研究者番号: 00548159

(3) 連携研究者

()

研究者番号: